

## 入札公告

沖縄県八重山土木事務所が発注する「複合機の賃貸借及び複写サービス等に関する契約」について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年4月7日

沖縄県八重山土木事務所  
所長 戸眞伊 伸宏

### 1 入札に関する事項

- (1) 件名：複合機の賃貸借及び複写サービス等に関する契約
- (2) 業務内容：仕様書による。
- (3) 契約期間：令和8年6月1日～令和13年5月31日
- (4) 設置場所：沖縄県八重山土木事務所  
(沖縄県石垣市真栄里 438-1 八重山合同庁舎 3階)

### 2 入札参加資格

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人であり、営業年数が令和8年4月1日現在において3年以上あること。
- (2) 沖縄県内に本社、支社、支店、営業所等を有すること。
- (3) 複合機の故障等、緊急時に迅速に対応できること。
- (4) 複合機の賃貸借及び複写サービス等に関する契約に関し、過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2件以上の契約を全て誠実に履行した実績を有していること。

### 3 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止または除外の措置を受けた者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなさ

れている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及び、それらの利益となる活動を行う者。
- (5) 県税（法人事業税及び法人県民税）に関し滞納がある者。

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地等
  - ア 名称 沖縄県八重山土木事務所
  - イ 所在地 〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里 438-1 八重山合同庁舎 3 階
  - ウ 連絡先 TEL：0980-82-2217 FAX：0980-82-1954
- (2) 申請書、入札説明書及び仕様書等の交付期間及び交付方法
  - ア 交付期間 公告の日から参加資格確認締切日まで
  - イ 交付方法 沖縄県公式ホームページの当該入札公告ページに掲載

#### 5 入札及び開札の日時等

- (1) 日時 令和 8 年 4 月 21 日（火）午後 2 時開始
- (2) 場所 八重山合同庁舎 3 階 入札室（石垣市真栄里 438-1）

#### 6 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則 12 号）第 100 条の規定により、見積もる契約金額を契約金の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出した場合。

#### 7 無効入札に関する事項

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札

- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

## 8 その他

- (1) 本件に係る契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、県は、当該契約を解除する。この場合において、解除により生じた損害の賠償を請求することはできない。
- (2) 申請関係書類、入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (4) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及び入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときには関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) その他詳細については、入札説明書による。